

**指名停止措置業者（ 物品・役務 ）**

業者名	指名停止期間	指名停止等理由	事実の概要
(有) 安藤建設 八代支店	R8. 6. 18 ~ R8. 8. 17	「八代市競争入札参加資格者指名停止措置要領」別表第1第1号（虚偽記載）及び「八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。	安藤建設は、実務経験証明書を偽造し、建設業法第7条に規定する主任技術者として必要な実務経験を有しない者を10年実務経験者と偽って、市競争入札参加者名簿の技術者に登録した。 また、同氏を市発注工事の主任技術者として配置するなど、同法第26条第1項の規定に違反した。